年一元化法改正前地共済法」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「地方公務員等共済組合法附則第二十四条の二第三項」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第二十四条の二第三項」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同号イ及びロ中「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号から第九号までを削り、同条に次の二号を加える。

五　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金であつてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条の規定によりその額が算定されているもの（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者がなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるものを除く。）

六　平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金であつてその受給権者が六十五歳に達していないもの（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金であつて、その受給権者が平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限り、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六の三第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。）であるものを除く。）

第二十八条中「同法」を「昭和六十年改正法」に改め、同条第一号中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条第二号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

第二十八条第五号中「新地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

第二十八条第六号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に改める。

第三十二条第一項の表下欄中「厚生年金保険の被保険者期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第三十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）」に改める。

第三十五条第一項中「新地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「につき地方公務員等共済組合法」を「につき被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改める。

第三十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）」に改める。

第四十三条第三号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第四十四条第一項第一号イ中「同法」を「旧厚生年金保険法」に改め、同号ロ中「同法」を「旧船員保険法」に改め、同号ハ中「管掌者」を「実施者」に改め、同号ニ中「同法」を「旧地方の施行法」に改め、同項第四号中「管掌者」を「実施者」に改め、同項第五号中「同法」を「旧国民年金法」に改め、同項第六号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第四十八条の表旧国民年金法の項中「同法附則第五条第八号の五に規定する新被用者年金各法」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法」に改め、同表旧通則法の項中「厚生年金保険の被保険者期間（」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（」に、「厚生年金保険の被保険者期間を」を「当該第一号厚生年金被保険者期間を」に、「昭和六十年改正法附則第五条第八号の五に規定する新被用者年金各法による」を「昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付のうち」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第五十五条第二号中「老齢厚生年金若しくは障害厚生年金又は旧厚生年金保険法」を「厚生年金保険の実施者たる政府が支給する老齢厚生年金若しくは障害厚生年金又は旧厚生年金保険法」に改め、同条第三号中「配偶者に」の下に「厚生年金保険の実施者たる政府が」を加え、同条第七号及び第八号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第五十六条第三項第十三号中「老齢厚生年金」を「厚生年金保険の実施者たる政府が支給する老齢厚生年金」に、「であるもの又は」を「であるもの若しくは」に改め、「いずれかに該当する者に支給されるもの」の下に「又は厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。）に支給されるものであつて加給年金額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者を計算の基礎とするものに限る。）が加算されているもの」を加え、「新国民年金法施行令」を「国民年金法施行令」に改め、同項第十四号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第五十七条中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第三号中「退職共済年金（」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金（平成二十四年一元化法改正前共済年金、平成二十四年一元化法改正前地共済年金及び平成二十四年一元化法改正前私学共済年金をいう。以下この条及び第八十六条において同じ。）のうち退職共済年金（次号並びに次条第三項第一号、第二号及び第七号において「退職共済年金」といい、」に改め、同条第四号中「障害共済年金（」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金（次条第三項第八号、第九号及び第十二号において「障害共済年金」といい、」に改め、同条第五号中「遺族共済年金（」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金（次条第九号において「遺族共済年金」という。）」に改め、同条に次の四号を加える。

六　共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する老齢厚生年金又は障害厚生年金（その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間、同条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間及び同条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間を含む。以下この号及び次条第十二号において同じ。）のうちに昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者期間がないものを除く。）の給付に要する費用のうち、加給年金額（当該老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。）に相当する部分